

「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に関する
実施細目協定

菊池市（以下「甲」という。）と社団法人熊本県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、平成21年5月15日に熊本県と乙との間で締結した「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき、乙が支援活動を実施する際の細目協定について、次のとおり定める。

（目的）

第1条 基本協定書に基づき、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区的生活環境保全及び速やかな復旧を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この実施細目協定における定義は、基本協定書第2条のとおりとする。

（連絡窓口）

第3条 この実施細目協定に係る甲、乙の連絡の窓口は、次のとおりとする。

（1） 甲の連絡窓口 菊池市市民部環境課

（2） 乙の連絡窓口 社団法人熊本県産業廃棄物協会事務局

（関係機関との連携）

第4条 乙の平常時の対応は、基本協定書第4条のとおりとする。

（災害協力の要請手続）

第5条 甲は、基本協定書第5条第1項に基づき、熊本県に対して災害協力の要請を行った場合は、その旨を乙に対して連絡するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書（ファクシミリを含む。）によるものとする。

（確認事項）

第6条 災害廃棄物は、一般廃棄物に該当することを踏まえ、基本協定書に基づき、乙が行う支援については、次のとおりとする。

（1） 災害対策会議等への参加

甲は、基本協定書第4条に基づき、乙との連携を図るために災害対策会議及び防災訓練への参加を乙へ要請することができるものとする。

（2） 災害時の応急措置

甲は、基本協定書第6条及び第7条に基づく応急措置を円滑に実施できるよう、その詳細について、事前に甲、乙協議しておくこととする。

（3） 処理業の許可の取扱い

甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1号及び第2条の3第1号の規定により、一般廃棄物処理業許可を要しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。

（4） マニフェスト

乙の会員の災害廃棄物の支援活動については、適正処理の確保及び処理実績の確認手段としてマニフェストを使用し、乙はその実績等をとりまとめの上、甲へ報告するものとする。

（5） 委託契約及び費用

ア 基本協定書第8条第1項に基づき乙が行った災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとする。

イ アの費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。

（6） 災害廃棄物の処理作業上の留意事項

ア 専用ステッカー等の配布及び災害状況の報告

甲は、災害廃棄物処理の支援時に収集運搬車や重機等が明確に識別できるよう、専用ステッカー等を乙の会員へ配布するものとする。

また、甲は交通網の被災状況等の情報を乙に提供するものとする。

イ 災害現場及び仮置場での確認・体制

甲は、災害現場及び甲指定の仮置場には、廃棄物の取扱いや管理について指示を行うため、甲の職員を派遣するものとする。

ウ 仮置場の選定

（ア） 甲は、災害廃棄物処理を円滑にするため災害廃棄物の仮置場として、受入れ可能な乙の会員を事前に選定することができる。この場合において、甲は、乙の会員へその仮置場の選定の有無を明確にするため証明書を発行することとする。

（イ） 甲は、その選定箇所の廃棄物の取扱いや管理のため乙の会員職員の中から仮置場責任者を任命することができる。

（7） 第三者の過失による賠償・補償

基本協定書第6条及び第7条に基づく乙の会員の支援活動等の際に第三者の過失による事故が発生し、乙の会員に被害が生じた場合、その原因者に賠償・補償を求めるものとする。

（8） 処理方法等への提案、助言

乙は、甲からの要請に基づき、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理方法等への提案、助言ができるものとする。

（疑義）

第7条 この実施細目協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適用）

第8条 この実施細目協定は、平成23年10月1日から適用する。

この実施細目協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 9月 27日

甲 菊池市長 福村三男



乙 熊本市上南部2丁目1番113号

社団法人熊本県産業廃棄物協会

会長 大野羊逸

